

## A.ユアにおける綿製造業の発展と経済的自由

村田 和博\*

### A.Ure on Development of the Cotton Manufacture and Economic Freedom.

Kazuhiro MURATA

#### Abstract

As factors in the development of British manufacturing industry, Ure pointed out locational conditions, a self-acting machine, ample capital, lower interest rate, and excellent human resources. There were, however, some factors preventing the development of British manufacturing industry. They are trade unions, Factory Act, and protective trade. Such state interventions will make it impossible to maintain the prices of merchandise low in its trade with other countries. In order to win the intense international market competition, exposure to competition is required in a free economy. Ure considered that only economic freedom could develop the factory system leading to the prosperity of the country. In the background of these assertions his absolute reliance on the factory system can be observed.

#### はじめに

企業は自らを取り巻く環境の中に生存し、様々な環境要因から制約を受けたり、逆に利用したりして意思決定を行っている。国家政策も企業を取り巻く環境要因の一つとして考えられ、遂行される政策如何により、企業、または業界が取るべき行動も変更を迫られる。

アンドリュー・ユア（Andrew Ure. 以下ユアと省略）が生きた19世紀前半期のイギリスは、自由貿易が保護主義に取って代わる時代であった。バックハウス（Backhouse）によれば、関税障壁の軽減あるいは廃止の要求という意味で自由貿易が大きな課題になったのは、19世紀になってからであった。1820年代にハスキソン（Haskisson）の関税制度改革により自由貿易に向かう緩やかな動きが生じ、1840年代になって大きな動きになった。1845年の予算で関税軽減の過程が完了し、綿花、羊毛、畜牛、バターを含む多くの商品の関税が撤廃された<sup>1)</sup>。

自由か保護かという問題は、貿易の分野だけにとどまらなかった。工場法成立の過程で、次第に支配的になってきた自由放任の風潮の中、労働に対して国家が

規制を加えることが果たして不当な干渉とならないのかという、自由な行為者（free agent）、または、自由な労働者（free labour）に関する論争が繰り返された<sup>2)</sup>。

ユアは、こうした当時議論の対象となっていた経済制度の問題も視野に入れて、国家政策が、製造業の発展、ひいてはイギリスの発展とどのように関連するのかについて彼なりの見解を示している。

ところが、従来のユア研究は、労使関係、工場組織、さらに労働条件を中心に行われてきた<sup>3)</sup>。本稿は、従来あまり注目されなかった綿製造業の発展と経済制度との関連についてのユアの思想を、『製造業に関する原理研究』（*The Philosophy of Manufactures: or, an Exposition of the Scientific, Moral, and Commercial Economy of the Factory System of Great Britain*, 1835. 以下、引用に際しては、Phと省略する）と『イギリスの綿製造業』（*The Cotton Manufacture of Great Britain Systematically Investigated, and Illustrated by 150 Original Figures Countries, Drawn Chiefly from Personal Survey*, 1836. 以下、引用に際しては、Coと省略する）に拠りつつ明らか

\*一般教科

にしようとするものである。

## 1. イギリスの綿製造業発展の要因

イギリスの製造業が他国よりも繁栄した要因として、今まで、人々の間に誤解が広がっていたように思える。ある者は通商条約に原因があるとし、別の者は広大な植民地支配に原因があると述べた。しかし、ユアは、こうした諸要因は産業の発生期にごくわずかの貢献をしたかもしれないが、それらをあまりに過大評価すべきでないと考えている。市場獲得のために外国のライバルたちに挑む方法としては、今や、軍隊を送ることではなく、商品を安く売ることの方を賢明な人々は選好している。

それでは、ユアは、何をイギリスの製造業発展の要因と見なしていたのか。

第一に、動力としての豊富な水力と安価な石炭、豊富な人口、川・運河・港といった自由で便利な輸送網を含めた、イギリスの好ましい工場立地条件を指摘している<sup>4</sup>。もしも可能であれば、労働者の健康を保持するために、工場排水を容易に、かつ確実に排出できるような小川が近くにある場所に工場が設置されるべきである。

第二に、高い技術水準をもつイギリスの機械がある。ユアは、イギリスで用いられている自動機械や自動道具 (self-acting tools) には、物理学と工学の最先端の応用が用いられていると言う。ユアは、工場 (factory) の定義として、①共通の生産目的、②協働、③自己制御で動く原動力に依存し、かつ連続的につながっている巨大な自動機械 (vast automaton)、の三つの要因が備わっていることとしている<sup>5</sup>。これら三つの要因の中で、とくに③の要因が強く意識されている。この定義に沿ってみれば、近代工場の典型はイギリスの綿工場である。歴史的には、綿製造業は、イギリスではなく、イギリス以外の国々、とくにインドで発展した。また、1世紀前のフランスでも大規模に事業開拓が行われたが、これらの国々では、作業が手作業で行われており、自動機械によって生産されたわけではなかった。イギリスが綿製造業の地位をインドから奪い取った最大の理由が、この自動機械化された工場、高品質かつ低価格の商品が生産できるようになったためである<sup>6</sup>。ユア自身の言葉を借りれば、「機構の完全さとともに複雑さにおいて、まさに人間の体が食虫類に勝っているように、工場の機械は他の全てのものよりも勝っている」(Co, Vol. I, p. xcvi) ためであった。

第三に、イギリスの資本の豊富さと貨幣に対する利子率の低さがある。かつては資本の調達に苦勞したが、今では、もしも、よい商人であるという評判を獲得し、さらに彼の事業を慎重に、かつ、うまく行っていれば、全く苦勞することなく資本を調達することができる。利潤率はしばしば事業規模に依存するので、資本調達は無視できない。「小規模工場の所有者は、大規模工場の所有者ほど安く製造することはできない。なぜならば、彼は最適な規模で設備を整えるだけの資力を持たないからである。」(Ph, p. 442)

第四に、イギリスは、「生産的な産業と貿易を大規模に育てるすばらしい機会を得た」(Co, Vol. I, p. 185) ことである。すなわち、一世紀以上もの間、外国の侵入と国内の失政から免れていたとともに、道路と運河の整備による国内の自由な交易と軍隊の保護の下、外国との自由な交易が行われたことである。

最後に、ユアがもっとも重視している要因であるイギリスの優秀な人的資源である。「地位としては低けれども、努力を促し、成功を尊くするような十分な名誉と富を伴う仕事を、才能と知識を持つ人々に対して切り開いた、自由な国の制度によって育てられた勤勉で、技術を持った、創意力のある職人たちほど、製造業におけるイギリスの卓越に直接的に貢献したものはなかった。」(Co, Vol. I, p. 186) むろん、直接生産に従事する職人だけでなく、彼らを管理する管理者の能力も問われよう。ユアは、「イギリスの工場所有者たち (mill proprietors) には十分な見識がある」(Ph, p. 42) とみなしているし、たとえ工場所有者たちに十分な見識がなかったとしても、十分な工場経営能力を持つ工場経営者たち (mill-managers) が、イギリス国内には数多く存在していると認識している。

イギリスは、こうした諸要因を生かしつつ、世界の国々の中で最も優れた工場システム (factory system) を持つほどにまで綿製造業を発展させてきた。しかし、ユアは、世界市場におけるイギリスの経済的優位を決して不動のものと考えていなかった。今や他国の追随は激しく<sup>7</sup>、とくに生産工程の機械化が進んでいない靴下製造業やボビ・ネット業については、もはやイギリスの技術的優位は見られないとしている。たとえば、ドイツの靴下製造業者はイングランドの靴下製造業者と同じくらいよい靴下製作機を所有している。また、手動のボビ・ネット業についても、イギリスの刺繍商品に対する需要とそれに従事する人々の賃金の大幅な低下が見られるが、そうした現象はベルギーとザクセンの刺繍商品との競争から主に発生していた<sup>8</sup>。

イギリスが世界市場の中で優位性を保持していくた

めには、今後も、工場システムの発展に向けた持続的な努力が不可欠であるが、イギリスには製造業の発展を妨げる要因も存在していた。次に、ユアが、何をイギリスの製造業の発展を妨げる要因として見なしていたのかについて考察していくことにする。

## 2. イギリスの製造業の発展を妨げる要因

### (1) 労働組合と工場法

ユアによれば、当時の労働組合は、小規模な工場ではなく、自動機械が設置された大規模工場が多く結成された。というのも、小規模な工場は広範に散らばって立地しており労働者たちが共謀することが難しいとともに、大規模工場の資本については職工たちが出資することがないので、彼らは何も失うことなくストライキを実行することができたからである。とくに、紡績工のような高い賃金を受け取っている労働者たちは、有給の組合員を雇用することができたので、労働組合を作りやすかった。

労働組合は、賃金の増加、労働時間の低下、労働環境の改善などを要求した。ユアは、こうした労働組合の諸要求について吟味している。

まずはじめに、賃金についてである。イギリスの綿工場で働く紡績工の賃金は、より苛酷な作業をするイギリスの農業労働者や手織工の3倍に近かった。また、他国の工場労働者と比較しても、イギリスの労働者は最も短い労働時間で最も多い賃金を得ていた。昔と比べてみても、綿工場で働く労働者の生活状態が現在ほどよかった時期はなかった<sup>9)</sup>。

綿工場で働く労働者たちは、高い賃金を得る代わりに、苛酷な労働を強制されたのだろうか。労働時間については、「マンチェスターの綿工場の作業時間は、綿工場がどの程度であれ営まれている世界中のいかなる他の地域よりも、1日あたり約1時間だけ少ないことは明らか」(Ph, p.313)であって、イギリスの綿工場労働者の労働時間は、他国と比較して短いと言える。

それでは、労働強度はどうだったのか。工場で働く人々は、「ほとんど何もすることがなく、したがって筋肉疲労に耐えるということは、ほとんどない。」(Ph, p.7) というのも、苛酷な労働の全てを蒸気機関によって動かされる機械が行うからである。また、蒸気機関は絶え間なく動いているが、労働者の作業は間断なく続くわけではなかったので十分な休憩時間がとれる<sup>10)</sup>。労働者たちは、その休憩時間を読書にあてたりしている。つまり、工場労働者たちは、軽い労働で高い賃金を得ていたことになる。

工場の労働環境は、どうだったのか。工場施設内は十分に換気されており、さらに、自由に使える食堂やレクリエーション用のダンス場が設置されている場合もあり、他の職種の労働環境に比べて格段に優れている<sup>11)</sup>。工場労働者に対して労働者用の住居が賃貸されることがあったが、それらは少なくとも4つの部屋を持つ2階建ての住居であったり、ボイラーとオープン付きの台所と豪華な家具が備え付けられていたりといったように豪華だった。これほどまでに労働環境が整っているのだから、工場で働く人々の健康状態もよいはずである。工場の周辺でコレラが蔓延していたときも、作業中に彼らを取り囲んでいる乾いた空気と快適な彼らの住居により、コレラにかかった工場労働者は、ほとんどいなかった。伝染病にかかった人々は、工場以外の場所で働いていることが多かった。工場労働者の発病率、死亡率、事故率、さらに身体の奇形率は、他の職種に比べて著しく低かった<sup>12)</sup>。

当時議論の対象となった児童労働については、労働が軽いため、彼らは作業が終わって工場から出てきたときに疲れの形跡すら見せない。彼らは、工場での作業を終えた後、遊び場へスキップして行き、そこで学校帰りの少年のように遊び始めることがしばしば見られた。工場の労働環境はとてもよかったので、工場内で育った児童の生育状況もとてもよかった。また、工場で働く児童たちは、工場に付属されている夜間学校と日曜学校で十分な教育を受けているので、知的水準と道徳的水準が高かった<sup>13)</sup>。

さらに、工場内で労働する児童に対して虐待が加えられているという批判に対しては、そんな事例はとても少ないし、たとえあったとしても、それは職工自身によるものであって、工場所有者に原因があったのではない。工場所有者たちは児童労働に対する虐待を決して許さないし、実際のところ、補助工として児童を雇用したり、管理しているのは紡績工であって雇い主ではない。児童労働に関する雇い主への中傷は、「初期キリスト教徒が、殺してむさぼり食うために子供を集会に誘っていると異教徒により中傷されたやり方と多少似ている」(Ph, p.290)と一蹴する。

他方、機械化されていない製造業の労働条件はどうだったのか。たとえば、手作業で靴下を作る労働者の賃金は1週間で4シリングから7シリングと低く、彼らは貧困階級であった。彼らは身体的に害され、精神的に抑圧され、道徳的に低下していた。また、ボビ・ネットに従事する女性たちの賃金は低く、身体的には近視や奇形が発生していた。製造業以外の業種においても、機械化された綿製造業ほどよい労働条件は見ら

れなかった。マンチェスター周辺地域の中で最もよいと言われている鉱山ですら、たいへん湿度が高く、苛酷な労働条件であった<sup>14</sup>。

したがって、ユアは、このように断言できた。

「製造業における科学的な改良がもつ不変の目的と効果は博愛 (philanthropic) である。なぜならば、それらは精神的な消耗と目の疲れを引き起こす微妙な調整や体をゆがめたり、すり減らしたりする苦しい骨折り労働の繰り返しから、労働者たちを解放するのに役立つからである。」(Ph, p.8)

つまり、機械化された工場は、労働の軽減化と高い生活水準をもたらす「博愛」そのものであって、別言すれば「科学の有する人間性 (humanity of science)」(Ph, p.8) を例証するものであろう。

労働組合は、彼らの要求が実現されなかったときには、しばしばストライキを引き起こして彼らの要求を実現しようとした。しかし、その帰結について、ユアはこう言っている。

「ストライキの間の我が国の工場のまひ状況は、他国にライバルとなる工場を建設させる直接の原因となる。外国の市場がなくなり、さらに価格が上昇し、資本家を積み荷のない経路へと引き入れる。不満を抱く怠惰な労働者たちは、フランス、ベルギー、アメリカへと移り、抵抗の種をまく。イギリスのあらゆるストライキは、海外に新しい工場を作る時代をもたらした。労働組合は、最大の賃金率を維持できるように彼らのメンバーを追い出す。1829年にランカシャーとラナークシャーで起こった悲惨なストライキの間、労働を妨げられた我が国の紡績工の中の多くが、フランス、ベルギー、さらにアメリカへ行き、それらの国々で以前には知られていなかった改良された有益な方法を導入した。それらの全てが、我が国の綿製造業の覇権を滅ぼす傾向を持つ。」(Co, Vol. I, p.xix)

すなわち、ストライキの帰結は、工場と技術の海外移転であり、その結果、イギリスにとって強力なライバルを他国に育成することになる<sup>15</sup>。

このように、労働組合の諸要求には根拠がないと批判する。むしろ、労働組合の要求通りに賃金を引き上げたり労働時間を低下させれば、また、ストライキを引き起こせば、それらはイギリス製造業の発展にとって重大な阻害要因となるであろうと主張する。というのも、イギリスは他国との国際市場競争にさらされており<sup>16</sup>、競争に勝ち残るためには商品の相対的な高品質と低価格が不可欠であるからである。現況からすれば、イギリスの労働時間は他国よりも少なく、賃金は

高い<sup>17</sup>。さらに賃金を引き上げたり労働時間を減少したりすれば、それは生産コストを引き上げることにつながり、他国に対する低コストが維持できなくなってしまう。その結果、外国市場を他国に奪われかねない。また、ストライキによる工場と技術の海外移転も考慮しなければならない。むしろ、外国市場の放棄はイギリス国内の生産減少につながるから、労働者たちは失業の危険にさらされることになる。

しかしながら、イギリス政府は、労働時間を法的に規制しようと試みてきた。ユアは、1833年に議会で提出されたアシュリー (Ashley) の10時間法案 (ten hours' bill) を取り上げている。このアシュリー法案に対して、オルソープ (Althorp) が、議会で「法案の条文を見てみると、不安にならざるを得ない。というのも、もしも、それが今の形で通過したならば、その法案は我が国の製造業にとってとても有害な影響を与えるであろうからである。…中略…、法律の干渉が我が国と競争している外国の力を強める影響を与え、その結果、その法案が保護しようとしている貧しい人々にとって有益とならなければ、この種のいかなる措置も、製造業に従事する人々を苦しめる最大の害悪の一つとなるであろう。…中略…、つまり、もしも、どんな措置であれ、我が国の商品に対する需要を減少させる効果をもつのであれば、その帰結は、この地区の全住民を失業させ、その結果、もっとも悲惨な結末へと至るであろう」(Ph, p.295) と反論した。そこで、オルソープは、「アシュリー卿の法案を、保護は、その法案により、自分自身で保護できない人々に対してのみ与えられる、つまり、大人は自由裁量に任されるべきである、という内容に修正するように求めた。」(Ph, p.297) オルソープは、18歳未満の児童労働に対する労働時間の制限を設けた独自の法案を議会で提出し、その法案は1833年に、賛成238票、反対93票で可決された。いわゆる1833年工場法である。この反対票に対して、ユアは、以下のような不快感を示している。

「イギリスの下院議員の中の93人が、どんな階級の大人の職人も1日10時間以上の労働に苦しめられるべきではないということに賛成することができたことは、全ての冷静な人々にとって、きっと驚きであったように思える。つまり、キリスト教国のいかなる議会も、少しも許さなかったであろうテーマである自由に干渉したのである。」(Ph, p.297)

つまり、自らの力で自らを保護できる人々に対しては、「労働の自由 (freedom of labour)」(Co, Vol I, p.xxv) は厳守されるべきであり、法律や労働組合の干渉により侵害されるべきではない<sup>18</sup>。この点、イギリ

スの競争国であるアメリカとヨーロッパ大陸の国々の製造業者たちは、イギリスの工場法で定められたような労働時間や雇用できる人々の種類についての制限を受けていない<sup>19</sup>。

## (2) 保護貿易

ユアは言う。

「自由貿易 (free trade) は、商品の輸出と輸入に関するあらゆる種類の制限がないことである。自由を制限された貿易 (constrained trade) は、その原理の一つとして、他国に対して輸入時に課税したり、輸入禁止にしたりすることにより、自国の製品を奨励しなければならない。さらに、別の原理として、ライバルである外国の製造業にとって有益な、もしくは、不可欠である我が国の国内産品の輸出を禁じなければならない。国内産業から可能な限りすべての競争を取り除いたうえに、議会が、多くの場合、工場所有者たちや船主たちが彼の商品を低い価格で販売できるようにするために、輸出に対して補助金を与えることにより、それ(自国産業のここと引用者)を育てることを行う。このシステムは、必然的にとても複雑になり、無数の反対と反動を伴った。」(Ph, p.447)

保護貿易は、「無数の反対と反動を伴った」とは、どういう意味なのか。ユアは、いくつかの産業を事例として取り上げて説明している。たとえば、長毛種の羊毛の輸出が、国内の職人に対して価格を引き上げ、さらに、外国に欠かすことのできない原材料を与えるという理由から禁止されれば、それは長毛種の羊飼育者の利益と相反する。また、モスリン製造業者は燃綿の輸出を非難して輸出制限を求めるが、燃綿の輸出制限は紡績工の利益と相反する。つまり、「人間の英知から作られた、いかなる取り決めも、それが個別に行われようが全体として行われようが、その誤った原理により対立している全ての者の利害関係を調整することはできなかった。」(Ph, p.448)

次に、保護貿易は、世界市場における平均的な価格以上の価格に必然的になるということの意味している。さもなければ、保護主義は求められない。しかし、この人為的な高い価格は、外国の諸国民が劣った商品に対して与えた価格ではない。結局のところ、この人為的な高い価格のため世界市場を放棄するか、外国での販路を求めるならば戻し税を与えなければならない。また、他国との競争にさらされていないために、大きな改良を望むこともできない。アメリカは南北戦争中とその後に綿製品の輸出量を低下させていったが、そ

れは、保護主義による「生産費の増加のために、アメリカの製造業者たちが、中立的な市場において、外国のライバルたちと首尾よく競争する力が効果的に弱くなった」<sup>20</sup> からであった。

関税は便利な歳入源となり、国内の課税量を減らしてきたと考えられるかもしれない。しかし、ユアは、関税による人為的な高価格は、必然的に外国からの安い商品の密輸をもたらす、期待されるほどの関税収入をもたらさないと考えている<sup>21</sup>。その一方で、輸出業者に対して補助金や戻し税を与えれば、国庫が破綻する可能性がある。実際に、保護主義を進めてきたフランスは、補助金と戻し税のための国庫支出額を急速に増加させてきた<sup>22</sup>。その額は、1817年に3,500ポンドだったのが、1830年には600,000ポンドとなり、フランスの全税関収入の1/15に達した。「そのシステムが続けられれば、それは、結局のところ、その国の全ての財源 (resources) を使い尽くしてしまうであろう。」(Ph, p.466) また、関税を課せられた原材料を輸入する製造業者は、関税分だけコスト高になってしまう<sup>23</sup>。

最後に、地主の利益を擁護した穀物法についてである。穀物法は、外国の穀物に関税を課したり、輸入制限を行うことによって、国内の穀物市場を保護し、穀物の高い価格を人為的に作り出すことである。高い穀物価格は労働の価格を高く維持する効果を持つために、工業製品の生産コストが高くなってしまふ。また、今後、国際市場競争が発生して価格低下の必要性にかられたとき、食料品の安さが商品の価格低下の余地を作り出す。つまり、もしも必需品の価格が安いために十分な量の必需品を購入できるだけの賃金であれば労働者を困窮させずに賃金を低下させることも可能であるが、食料の価格が高い場合、賃金を低下させることができないことが考えられる。その結果、生産コストを引き下げることができず、国際的な価格競争に負けてしまふ<sup>24</sup>。

したがって、保護主義が続く限り自国市場に制約されて広大な世界市場に参加できなくなってしまう。それは、今や工業製品の需要を国内だけでなく海外の市場に大きく依存しているイギリスにとって大きな痛手となる<sup>25</sup>。また、輸出が減少すれば、その製品を生産するために雇用される労働量も減少する恐れがある。

さらに、穀物法はイギリス国内の穀物と工業製品の需給関係に影響を与える。イギリス国内の穀物は供給不足になっているが、他方、イギリス国内の工業製品については、ここ近年、供給過剰の状態にあり、その過剰分が海外に輸出されているとユアは見ている<sup>26</sup>。この国内市場における穀物の供給不足と工業製品の供

給過剰は、イギリスの地主と製造業者の各々に対して、どのように影響するのか。

もしも製造業者が国内の穀物の高い価格を嫌って国内の穀物の購入を拒もうとすれば、地主は製造業者に対して、「どうぞ、ご自由に私の小麦を拒否してください。そうすれば、あなたが言う安い小麦を取ってくるために、水路と陸路を使い、1,000マイルも行かなければならないでしょう」(Ph, p.434)と断固として主張する。つまり、製造業者たちが、外国から穀物を購入するためには、海外の安い穀物価格に輸送費を付け加えなければならない。反対に、地主が工業製品の買い手となるとき、製造業者に対して、「私の申し出はこうです。どうぞ、ご自由にそれを置いていってください。そうすれば、他国でお世辞を言いつつ受け入れられる、もっとよい価格で販売するために半世界中にあなたの商品を運ばなければならないでしょう」(Ph, p.434)と断言する。つまり、地主は、製造業者が外国で売ることができ価格から輸送費を差し引いた金額で購入しようとする。これが穀物法によって引き起こされた、国内市場における穀物の供給不足と工業製品の供給過剰が地主と製造業者に対して与える影響であって、「一方は、他方の苦境と反対の状態にある」(Ph, p.434)ことがわかる。

結局のところ、小麦の買い手としてであろうと、工業製品の売り手としてであろうと、工場所有者は地主の言いつけに従わざるを得ず、「地主に世界市場での価値よりも少ない穀物と引き換えに彼の隣人の工業生産物を奪い取ることを可能にする。」(Ph, p.437)「穀物法が存続する限り、土地所有者たちは売り手としても買い手としても、価格を指示する権限をもつ」(Ph, p.437)のである。

そもそも、貿易の一般的な原則について、ユアは、こう述べている。

「貿易に関する一般的な原則 (general principle of trade) は、買うために売ることである。我々はフランスの絹とワイン、ドイツとロシアの小麦、アジアとインドの薬に対して我が国の港を開放することができる。しかし、我が国は1ポンドに値する我が国の生産物を代わりに与えてはじめて1ポンドに値する何らかの商品を得ることができる。我が国の製造業者たちは、ただでは何も渡さないであろう。彼らは代わりとしての等価物を得てはじめて外国の諸地方に彼らの商品を送るであろう。つまり、フランス人、ドイツ人、ロシア人といった外国商品の生産者たちは、この国の十分に受け取るに値する製品を代わりに得ることなしに、彼らのほとんど受

け取るに値しない製品についてイギリス人の消費者を現在作ることはほとんど不可能である。もしも、外国の諸国民が、彼らの制限主義的な制度を一層厳しくすることにより我が国の自由政策に対抗すれば、彼らは単に自国の貿易輸出を制限する、つまり自国民に対して有害である自国の貿易を削減することになるであろう。」(Ph, pp.448-449)

貿易の一般的な原則とは買うために売ることである、1ポンドの輸出と引き換えに1ポンドの輸入をする等価交換である。ユアは、この原則のことを「相殺原則 (compensating principle)」(Ph, p.450)とも呼んでいる。この貿易の一般原則に従う限り、輸出超過から利益を得ようとする保護主義は、貿易の一般原則と相容れない。

また、貿易を行う相互の国々の間に、何らかの優越 (superiority)、または優位 (advantage) が存在しなければ貿易は行われぬ。貿易は、この各国の優位な部門を刺激する。この比較優位な部門に生産を特化することが、職工の困窮を解決する最善の策である<sup>27</sup>。自由に貿易を行えば、イギリスの優位な生産部門に自然と生産が特化される。むしろ、ユアにとって、イギリスの優位な生産部門が綿製造業であったことは指摘するまでもなからう<sup>28</sup>。

## むすび—経済的自由との関連で—

ユアは、今やイギリスは国際市場競争にさらされていると認識している。外国との競争に勝つために何をすべきなのか。国がすべきことは、国内市場の保護や規制なのか。そうではなくて、国際市場競争に勝ち残るためには、あえて自由な制度の下、競争にさらされることが不可欠であるというのである。

なぜ、制度としての経済的自由が必要なのか。ユアは、木々の生長にたとえて、こう述べている。

「自由な制度への漸進的な前進ではあるが、確固とした接近を追求する上で、我々は、立法上の規制により、製造業と貿易に可能な限り干渉しないようにしなければならない。愛と同様に、その活動は、空気のように自由でなければならない。…中略…。国の産業は、山の松の木と同様の力強い成長原理をもっている。岩の裂け目に自生したそれ (松の木のこと—引用者) は、その根のための土を作り、丈夫な幹を育て、苗床にある草木を害する強風により丈夫になり、最後には頭を高いところにそびえ、何本かの勇ましい旗艦 (tall admiral) 用の帆柱となる。花壇の豊かな堆肥の中に植えられ、促成栽培の温室

のような密閉された中で育てられた未発達な根をもち、注意深い庭師により、過度の熱、湿気、乾燥から守られているときには、それは虚弱で、小さく、病気がちになり、さらに、その所有者が望んだり、国民にとって有益な一群の木林になることができない。産業の原理は、競争という一語で示される。貿易を促進するために何をすればよいのかについて君主が尋ねたとき、取引の繁栄を大いに望む君主に対し、それ以上のよい助言を与えることはできない。『成り行きに任せなさい』という記憶すべき答えであった。この格言は、古くからある国、新興国を問わず、全ての議会の入り口に刻まれるべきである。』(Ph, pp.453-454)

草木と企業・業種の成長原理は同じである。自由な制度の下、競争力のある企業と業種だけが生き残るとともに、競争にさらされた企業と業種はさらに強固になる。イギリスで他国との競争に勝ち残るような他国に対する優位をもつ業種は綿製造業であって、自由な競争が行われれば必ず綿製造業が発展し、そうなることでイギリスも繁栄していこうとユアは考えた。ユア自身の言葉を援用すれば、「まさにこの国の存亡が、綿製造業の優越の維持にかかっている」(Co, Vol. I, p.lii) のである。

上述したように、国際競争力のない業種を保護することによって守ろうとすれば、国民は高い価格で粗悪な製品を購入せざるを得なくなる。隣国に安価で高品質の商品があれば、密輸業者が非合法的に商品を輸送して利益を得るだけであって、さほどの関税収入は得られないであろう。さらに高い価格の保持は、イギリスを広大な世界市場に参入させないという事態を引き起こす。

ユアの経済的自由は、労働契約にも及んでいた。ユアは、労働組合と工場法を、労働時間や労働契約を規制するものとしてとらえていた。労働者には「労働の自由」が与えられるべきであって、彼らが自由に労働する場所を選択すれば、彼らにとって望ましい労働条件や労働環境が自然と得られるであろうと考えた。むしろ、労働者が自由に選ぶ就業場所は自動機械化された工場であって、それは他の職種や他の製造業種と比べて格段に労働条件が優れていたととらえる、工場システムに対するユアの絶対的な信頼があったからである。

むしろ、経済規制の緩和の必要性は、現代の企業社会においても、しばしば力説されている。たとえば、著名な経営学者M.E.ポーター (Michael E. Porter) は、日本の産業のうち、現在最も強い競争力を持つ業

界、たとえば家電業界や自動車業界は激しい国内競争の下で発展してきたが、金融サービス業界や化学業界、小売業界などの大部分は競争が制限されていたために成長が妨げられたままであると述べている。さらに、競争の必要性を無視する余裕のある企業や国は存在しないとも述べている<sup>29</sup>。時代は異なるが、ユアも競争にさらされていない業界は生き残れないし、国も発展しないとの認識を持っている。近代的な生産システムをもつ綿製造業に対する彼の絶対的な信頼が、彼のそうした主張の背景にあるようにも思えるのである。

## 脚 注

- \* 1 see Backhouse, 1988, pp.55-56. 訳69-70頁。イギリスが自由貿易へと向かうその動きについては、さらに、see Marhias, 1983, pp.266-277. 訳315-329頁
- \* 2 戸塚, 1966年, 242-280頁: 美馬, 2000年, 88-94頁, を参照
- \* 3 辞典の類でユアの項目をチェックすると、紙幅の制約もあろうが、その多くがユアの国家政策や経済体制について言及することはない。たとえば、2001年に公刊された、*Biographical Dictionary of Management*は、ユアの関心が、機械が労働軽減をもたらすことと、外国と競争するためには専門的なビジネスアプローチが必要であること、であったとしている。さらに、see Brech, 2002, pp.422-423. なお、我が国における従来のユア研究は、マルクスとの関連で論じられることが多い。
- \* 4 工場設置に適した場所は、技術の変化とともに移動、拡大してきた。たとえば、動力源が水力から蒸気へ変わるとともに、工場設置場所は川のそばであるということではなく、商品と石炭の輸送に便利な場所ということも考慮されるようになった。また、鉄道網の広がり、単純作業については、たとえ動力源が近くになくとも、人口が豊富で低い価格でも喜んで働く労働者がいる地域へと工場を広げていくこと可能にした。see Ph, pp.69-70: Co, Vol. I, p.295
- \* 5 ユアが工場組織をどうとらえたかについては、村田, 1999年, 69-75頁, を参照。
- \* 6 ユアの綿製造業に関する歴史観については、村田, 2002年, 79-89頁, を参照。
- \* 7 ユアの『アートと製造業と鉱業に関するユアの辞典』(第7版)の中では、衣類を他国に大量に輸出している国々として、イギリス、フランス、スイス、

- オランダ、ドイツ、さらに南北戦争以前のアメリカ、があげられている。see *Ure*, 1878, p.999 (Vol. I)
- \*8 see *Co*, Vol. II, p.417 : *Ph*, pp.332-333
- \*9 see *Co*, Vol. II, p.448
- \*10 一人の子供が、継ぎ工として1日に12時間働き、2台のミュールを担当しているとすると、彼は6時間は働かないでいるとユアは言う。see *Ph*, pp.309-310
- \*11 ユアの工場施設に対する賞賛は、『製造業に関する原理研究』と『イギリスの綿製造業』の両著書の中で頻繁に見られるが、ここでユアの言及を一つだけ引用しておこう。「私の最近の数ヶ月にわたる工業地域巡りの中で、私は1万人の両性の老人、青年、中年を見てきた。彼らの多くは、以前の勤労様式では日々の食料を得ることができない程にまで弱っていたが、今では豊富な食料と衣服、さらには、全く汗をかくことなく、その中にいる間は、夏の日光と冬の霜を遮ることができる家族用の宿泊施設を手に入れた。その建物は、我が国の議員となったり上流の貴族が集まる首都にあるどこの建物よりも風通しがよく健康的であった。」(*Ph*, pp.17-18)
- \*12 ユアの工場労働と健康の関係については、村田、2000年(a)、78-79頁、を参照。
- \*13 ユアの児童教育については、村田、2000年(b)、86-89頁；村田、2001年、65頁、を参照。
- \*14 see *Ph*, pp.334-338. さらに、紡績工と干し草を刈り取る人との作業の比較について、see *Ph*, p.388
- \*15 他に、see *Ph*, p.69
- \*16 国際市場における他国の追随については、see *Co*, Vol. I, p.xxvi : *Co*, Vol. I, p.xxxviii : *Co*, Vol. I, pp.lii-lv : *Ph*, p.31
- \*17 ユアは、重要な表として、ウィリアム・グレッグが作成した表を『イギリスの綿製造業』の中で示している。その表の中から、主な国の1週間あたりの労働時間と紡績工の賃金だけを取り出すと、イギリス：69時間（労働時間）、25シリングから33シリング アメリカ：78時間、20シリングから28シリング フランス：72時間から84時間、15シリングから16シリング スイス：78時間から84時間、8シリングから10シリング、となり、イギリスが最低の労働時間で最高の賃金を享受していることが読みとれる。その表では、継ぎ工や梳綿工などの賃金も比較されている。詳しくは、see *Co*, Vol. I, p.xliii
- \*18 とはいえ、ユアは、自ら保護できない児童労働について、加重労働が存在しているから労働時間の規制が必要だと考えているわけではない。児童労働についても加重労働は一般的には存在しておらず、他の職種よりも工場の方が児童の労働環境はよいと考えている。see *Ph*, p.37
- \*19 see *Co*, Vol. I, pp.l-li
- \*20 *Ure*, 1878, p.999 (Vol. I)
- \*21 スイスは、綿織物の輸入に高い関税を課しているヨーロッパの国々と国境を接していたので、密貿易によって多大の利益を得ていた。また、隣国に自由に密輸できるように、自由に商品を受け入れる政策をとった。see *Co*, Vol. I, pp.xxxi-xxxii
- \*22 毛利によれば、フランスの高関税政策は、産業革命を通過したイギリス経済に対抗するための対英政策であった。フランスの場合、イギリスやドイツと違って、工業資本家、生産者はもちろん、地主、農業資本家、農民もともに保護主義の陣営に加わったという特徴が見られた。毛利、1978年、140-149頁、を参照。
- \*23 関税が望ましい課税方法でなければ、どのような課税制度が望ましいとユアは考えていたのだろうか。残念ながら、望ましい課税制度について、ユアは、『製造業に関する原理研究』と『イギリスの綿製造業』両書の中で具体的に言及していない。
- \*24 see *Co*, Vol. I, pp.xlii-xliii
- \*25 see *Co*, Vol. II, p.397
- \*26 ユアは、この国内市場における工業製品の供給過剰を否定的にとらえていない。というのも、この供給過剰部分が存在し、かつ、低い価格で輸出することにより、イギリスの外国市場が確保できると考えたからである。see, *Ph*, p.443
- \*27 典拠を示す。「実際のところ、外国人との貿易があるときには、いつでも、それを行う人々に何らかの優越が伴うものである。したがって、ある国民が他国民との関連で何らかの特別な優位を持たなければ、商業上の交換 (commercial interchange) は二国間に生じることはないであろう。」(*Ph*, pp.456-457) 「あらゆる国々の職工の中に存在する困窮に対する最善の解決策は、彼らの労働を、自然で、かつ最も改良された生産分野に向けることである。」(*Ph*, p.457)
- \*28 see *Co*, Vol. II, p.397
- \*29 see Porter, 1998, p.1. 訳 1-2 頁(I)

## 参考文献

Backhouse, R., *Economists and the Economy*, Black-



- well, 1988. 八木甫訳, 『経済の歴史と理論の発展』, HBJ出版局, 1992年
- Brech, E.F.L., *The Evolution of Modern Management*, Thoemmes Press, 2002
- Mathias, P., *The First Industrial Nation*, second edition, 1983, reprinted 2001 by Routledge. 小松芳喬訳, 『最初の工業国家』, 日本評論社, 1988年
- Porter, Michael E., *On Competition*, A Harvard Business Review Book, 1998. 竹内弘高訳, 『競争戦略論 I・II』, ダイヤモンド社, 1999年
- Ure, A., *The Philosophy of Manufactures: or, an Exposition of the Scientific, Moral, and, Commercial Economy of the Factory System of Great Britain*, reprinted in 1967, Frank Cass & Co. Ltd., 1835
- Ure, A., *The Cotton Manufacture of Great Britain Systematically Investigated, and Illustrated by 150 Original Figures Countries, Drawn Chiefly from Personal Survey*, reprinted in 1970, Johnson Reprinted Corporation, 1836
- Ure, A., *Ure's Dictionary of Art's, Manufactures, and Mines Containing a Clear Exposition of Their Principles and Practice*, seventh edition, Longman, Green, and Co., 1878
- Witzel, M., "URE, Andrew," in *Biographical Dictionary of Management*, Vols.1-2, Thoemmes Press, 2001
- 戸塚秀夫, 『イギリス工場法成立史論』, 未来社, 1966年
- 美馬孝人, 『イギリス社会政策の展開』, 日本経済評論社, 2000年
- 村田和博, 「A.ユア『製造業に関する原理研究』における経営思想(1) —経営組織—」, 『富山商船高等専門学校研究集録』, 第32号, 1999年
- 村田和博, 「A.ユア『製造業に関する原理研究』における経営思想(2) —労使関係(1)—」, 『富山商船高等専門学校研究集録』, 第33号, 2000年(a)
- 村田和博, 「A.ユア『製造業に関する原理研究』における経営思想(3) —労使関係(2)—」, 『富山商船高等専門学校研究集録』, 第33号, 2000年(b)
- 村田和博, 「A.ユアとJ.フィールデンの工場システムに関する分析について」, 『富山商船高等専門学校研究集録』, 第34号, 2001年
- 村田和博, 「A.ユア『イギリスの綿製造業』における綿製造業の歴史観について」, 『富山商船高等専門学校研究集録』, 第35号, 2002年
- 毛利健三, 『自由貿易帝国主義』, 東京大学出版会, 1978年